

令和2年1月17日

中標津町長 西村 穰 様

中標津町簡易水道運営委員会
委員長 長正路 清

水道料金の改定について（答申）

令和元年12月23日付け中町上下水第123号で諮問のありましたこのことについて、中標津町簡易水道運営委員会規則第3条の規定に基づき、当委員会で慎重に審議した結果、次のとおり意見を取りまとめましたので、附帯意見を添えて答申いたします。

記

1 水道料金の改定の実施について

料金改定については、健全経営が可能となる最低限の改定が妥当であるべきと考えますが、水道料金が同じである水道事業を含めて総合的に判断したところ、簡易水道事業が置かれている現状を考慮すれば料金の改定は必要であると認めます。

ただし、現行の水道料金は、昭和58年に改定後36年の間改定しておらず、この間、たゆまぬ経営努力などにより料金を据え置いてきたことは一定の評価ができますが、長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定となり使用者へ大きな負担が伴うため、将来の水道料金改定については、簡易水道事業の公営企業法適用化を踏まえ、5年後を目安に適正に検証すべきと考えます。また、その後においても経営状況や社会情勢などを踏まえながら、見直しの必要性について定期的に検証することが望ましいと考えます。

なお、検証に際しては、料金改定の必要性や妥当性が、よりわかりやすいものとなるよう経営状況の見える化に努めていただきたい。

2 水道料金改定の内容について

料金改定の実施時期については、水道ビジョンに基づく計画的な施設更新と将来に向けた健全な経営を維持するために、令和2年度からの水道料金改定が妥当であると考えます。

今回の改定は、喫緊の財源確保策としてはもちろんのこと、各地で頻発している地震や風水害などの災害対応に必要な基金を蓄えるためにも、簡易水道事業で使用水量の約9割を占める営農用区分の改定はやむを得ないと判断します。

ただし、急激的な料金引き上げによる営農者への負担を配慮し、2年間での段階的な値上げの方法により措置願いたい。

また、将来の料金改定までに、負担の公平性を図ることを大前提として、人口減少などの経営環境の変化や激変緩和などについて配慮する必要がありますが、一方で基幹産業としての農業の位置づけという点で考慮すべきと考えます。つまり、酪農を中心とする農業においては水を大量に使用する特殊な産業であることから、料金区分に関して水道料金を低廉にするなど一定の配慮は必要ではないかと考えます。

今回の改定は営農用区分のみの改定ということで、他区分と差が生じることから大口使用者に対して配慮のある改定とはなっていませんが、事業運営に大きな影響が出ぬよう逡増逡減型料金体系などの抑制策を研究され、併せて国などの地下水対策の動向を踏まえながら、地下水専用水道への切り替え抑制策についても研究し、これからの時代に相応しい料金体系とするために総合的に料金体系の見直しを図るようより一層努めていただきたい。

3 附帯意見

(1) 町民への経営情報等の積極的な開示や周知について

水道料金の改定（値上げ）は利用者に負担を求めることとなるため、具体的にわかりやすい資料の作成や、目的や意義などについて丁寧な説明を行うなど、町民へのきめ細かな対応に努めること。

(2) 経営改善努力とサービス向上の取組について

水道料金改定後においても、今まで以上に経営基盤の強化と効率的な事業運営を行うとともに、将来世代に負担を残さないため、地方債発行の抑制と基金活用のバランスを図り適切に対応すること。また、滞納整理を強化し未収金の回収に努め、収納率の向上を図ること。

(3) 中標津町水道ビジョンの着実な実行について

将来にわたって水の安定供給を図るため、高度経済成長期に整備した施設の更新や、大規模災害時における迅速な施設復旧に備えた体制づくりなど、水道ビジョンに基づき今後も計画的に整備を進めること。

(4) 人材育成及び技術の継承について

今後、職員の世代交代が進んでいく中、健全な簡易水道事業を持続するための長期的な視点を踏まえた適正な人材確保に努め、知識や技能の継承及び向上に努めること。

(5) 水道料金収入の増加に向けた中標津町としての取組について

水道料金の減収の要因は、人口減少、生活様式の変化や節水型社会への転換などの社会構造の変化によるものですが、水道事業としてのみならず、町全体の取組として利便性が高く住みやすいといった、住みやすさ No.1 を目指した町の魅力を高めることにより、水需要の増加につながるよう施策を推進すること。

以上